

○ 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、日本道路株式会社と称する。

英文では、THE NIPPON ROAD CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 建設工事の請負並びに企画、設計、監理
- 2 建設用資材、機器及び機械装置の製造、販売及び賃貸
- 3 自動車並びに事務・通信機器の販売及び賃貸
- 4 産業廃棄物の処理並びにその再生製品の販売
- 5 不動産取引に関する事業
- 6 スポーツ施設、遊園地、飲食店等の企画、経営、管理及び賃貸
- 7 前各号に関連する事業への出資並びに株式投資
- 8 前各号に関する国外における事業
- 9 前各号に関連する付帯事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区におく。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備えおきその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、株主である社長がこれにあたる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位に従い、株主である取締役がこれに代わる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第 4 章 取締役及び取締役会

(定員)

第17条 当会社に取締役10名以内をおく。

(選任)

第18条 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行なう。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第20条 取締役は、取締役会を組織する。

取締役会の招集に当っては、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第21条 取締役会に関する規程は、取締役会の決議によって別に定める。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役等の選任)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

業務上必要と認めるときは、取締役会の決議によって相談役、顧問をおくことができる。

(社外取締役の責任限定)

第24条 当会社は、会社法第427条1項の規定により、社外取締役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(定員)

第25条 当会社に監査役4名以内をおく。

(選任)

第26条 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し

た監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第28条 監査役は、監査役会を組織する。

監査役会の招集に当っては、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第29条 監査役会に関する規程は、監査役会の決議をもって別に定める。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(社外監査役の責任限定)

第31条 当会社は、会社法第427条1項の規定により、社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第33条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
前項の金銭には、利子をつけない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。